

(表面)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証

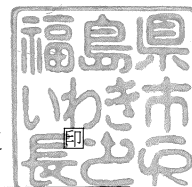
いわき市指令第5307号

令和 8年 7月 28日

福島県いわき市小名浜諏訪町11番地の1

常光サービス株式会社 代表取締役 野崎 裕康 様

いわき市長 内田 広之



令和 8年 7月 1日付け申請分

許可番号		第26506号
所在地	事務所	福島県いわき市小名浜諏訪町11番地の1
	事業場	福島県いわき市泉町下川字大剣326番20 外
事業範囲変更許可の内容		業の区分 中間処理（選別・破碎、破碎・圧縮固化、切断、溶融、破碎） 取り扱う一般廃棄物の種類 ごみ（一般廃棄物であってタイヤ（ホイールを含む。）、プラスチック製であるもの、木質であるもの及び繊維類（廃畳に限る。）に限る。）
許可の条件		*****
許可年月日		令和 8年 7月 28日
許可の有効期限		令和10年 7月 27日

この許可証（写）は、①契約書に添付、②許可証更新による利用、③許可内容確認の閲覧以外に使用された場合は無効と致します。

(裏面)

[illegible]